

令和5年4月1日現在



住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方・住居を喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給すると共に宜野湾市福祉事務所（自立相談支援機関）等による就労支援を行う制度です。

お問い合わせ先

宜野湾市役所 福祉総務課 生活支援係

直通番号：098-893-4480

代表番号：098-893-4411（内線：3136・3135・3137）

FAX：098-893-4490

住居確保給付金専用メールアドレス

Jyuukyo09@city.ginowan.okinawa.jp

対象者について

申請時に以下のすべての項目に該当する方が対象となります。

- ①申請日において離職等の日から2年以内である、又はやむを得ない休業等によって収入が減少し、申請者の就労状況が離職等の場合と同等程度の状況にあるため経済的に困窮し、住居喪失・住居喪失のおそれがあること。

※離職期間について・・・離職等の翌日から起算して2年の期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算することができる場合があります。

- ②離職等又は休業等の前に、主たる生計維持者であったこと。

- ③申請月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること(収入には公的給付や継続的な仕送り等も含まれます)。

※就労収入については、給与の総支給から交通費を除いた額で判断することとなります。

※事業収入については、経費を差し引いた控除後の額で判断することとなります。

※家賃額は共益費・駐車場代等を除いた額となります。但し、住宅扶助基準に基づく額が上限となります。

世帯人数	収入基準額	収入基準額上限(参考)
1人	基準額 7.8万円 + 家賃額 (上限3.2万円) 以下	11.0万円
2人	基準額 11.5万円 + 家賃額 (上限3.8万円) 以下	15.3万円
3人	基準額 14万円 + 家賃額 (上限4.1万円) 以下	18.1万円
4人	基準額 17.5万円 + 家賃額 (上限4.1万円) 以下	21.6万円
5人	基準額 20.9万円 + 家賃額 (上限4.1万円) 以下	25.0万円
6人	基準額 24.2万円 + 家賃額 (上限4.5万円) 以下	28.7万円
7人	基準額 27.5万円 + 家賃額 (上限4.9万円) 以下	32.4万円
8人	基準額 30.8万円 + 家賃額 (上限4.9万円) 以下	35.7万円
9人	基準額 33.7万円 + 家賃額 (上限4.9万円) 以下	38.6万円
10人	基準額 36.6万円 + 家賃額 (上限4.9万円) 以下	41.5万円

- ④申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である(ただし、100万円を超えないものとする)。

※金融資産には、現金、預貯金(財形貯蓄、外貨を含む)のほか、債券、株式、投資信託、暗号資産も含まれます。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円

対象者について(つづき)

- ⑤自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が暴力団員ではないこと。

※定期建物賃貸借契約が結ばれていない場合やルームシェアで入居している場合については対象外。
 ※過去に受給したことがある方につきましては、「再支給について」を参照し、申請対象かどうかをご確認ください。

支給額について

支給額: 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

32,000円(単身世帯)	38,000円(2人世帯)	41,000円(3~5人世帯)
45,000円(6人世帯)	49,000円(7人以上世帯)	

支給期間: 原則3ヶ月間 支給方法: 不動産等への代理納付

支給見込み額の計算について

世帯人数	基準額	
1人	7.8万円	+ 実家賃額 <small>※共益費、駐車場代等を除く</small>
2人	11.5万円	
3人	14万円	
4人	17.5万円	
5人	20.9万円	
6人	24.2万円	
7人	27.5万円	
8人	30.8万円	
9人	33.7万円	
10人	36.6万円	

支給見込み額の計算について

世帯人数に応じた 基準額	+	実家賃額	=	(A)
(A)	-	申請月における 世帯の収入額	=	支給見込み額 <small>※世帯人数に応じた支給限度額を上限</small>

住居確保給付金受給中の義務

住居確保給付金の受給期間中は、各状況に応じた下記の義務が発生致します(報告に必要な書類は支給決定後に交付致します)。

【離職・廃業・休業等(就労を目指す方)の場合】

- ①申請時にハローワークへの求職申込を行うこと。
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと。
- ③月に4回以上、宜野湾市福祉事務所支援員との面談を行うこと。
- ④月に2回以上、ハローワークで職業相談を行うこと。
- ⑤原則週に1回以上、企業等への応募・面接を行うこと。



【休業等(事業再生等を目指す方)の場合】

1～6ヶ月目

- ①申請時に経営相談先へ相談申込を行うこと。
- ②月に4回以上、宜野湾市福祉事務所支援員との面談を行うこと。
- ③原則月に1回以上、経営相談先で経営相談を行うこと。
- ④経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。



7～9ヶ月目

【離職・廃業・休業等(就労を目指す方)の場合】と同様の活動を行うこと。

【常用就職・収入報告】

※常用就職の定義について・・・雇用契約において期間の定めがない、又は6ヵ月以上の雇用期間が定められているもの(雇用形態は特に問いません)。

- ①申請後、常用就職が決定した場合には窓口で交付する「常用就職届」と雇用契約書又は労働条件通知書の写し等を提出してください。
- ②受給期間中、就労収入や事業収入のある方については、給与明細書や帳簿等を毎月提出してください。

※就職活動状況や収入状況等については窓口での面談のみならず、郵送あるいは電子データ等による報告も可能です。

延長・再延長について

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、要件を満たしていれば延長・再延長を行うことが可能です。

住居確保給付金の延長又は再延長を希望される場合には受給期間の**最終月**に必要な書類を準備し、宜野湾市福祉事務所にて申請手続きを行ってください。

再支給について

住居確保給付金は、原則1人1回の支給です。ただし、住居確保給付金を受給期間の終了後、以下に該当し、かつ住居確保給付金の支給終了から1年以上経過している場合は再度受給できる可能性があります。

- ①常用就職に至ったものの、会社都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合(あらかじめ雇用期間が決まっていて、契約更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たらない)
- ②収入が増加したものの、その後やむを得ない理由により事業を廃止した場合
- ③収入が増加したものの、その後やむを得ない休業等で収入が減少した場合

支給額の変更について

以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ①住宅の家賃額が住居確保給付金の上限内で変更された場合。
- ②基準額を超える収入があることから一部支給を受けていた方であって、住居確保給付金の受給中に収入が減少し、基準額以下となった場合。
- ③受給者の責によらず転居せざるを得ない場合等で宜野湾市内での転居が適当である場合。

※変更の申請手続きを行う際には、宜野湾市福祉事務所に家賃の変更又は収入の減少を証明できる書類の提出が必要となります。

住居確保給付金の中止について

以下に該当する場合は、住居確保給付金が支給中止となります。

- ①誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、又は就労支援に関する宜野湾市福祉事務所の指示に従わない場合。
- ②常用就職、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。
※就労収入については総支給から交通費を除く収入。
※事業収入については経費を除く収入。
※原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ③受給中に常用就職したこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合。
- ④受給中に住宅から退去した場合。
- ⑤受給者が禁固刑以上の刑に処された場合。
- ⑥受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。
- ⑦生活保護を受給した場合。
- ⑧受給者が疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は支給を中止します。また、中断期間中に受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合。
- ⑨上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

※住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正な受給に該当することが判明した場合、すでに支給した住居確保給付金を徴収すると共に、以降の給付金の支給も中止致します。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

①、②、⑧については宜野湾市福祉事務所が交付する書類となります。

①住居確保給付金支給申請書

②住居確保給付金申請時確認書

③本人確認書類(次のいずれかの写し)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、健康保険証、住民票、戸籍謄本、
住民基本台帳カード、各種福祉手帳、一般旅券

※本人確認書類については、可能な限り顔写真入りのものを提出するようお願い致します。

④離職・廃業から2年以内であることが確認できる書類(次のいずれかの写し)

離職票、雇用保険被保険者証、解雇通知書、廃業届、給与の振り込みが一定時期から
途切れている預金通帳

※④に記載の書類がない場合にはご相談ください。

⑤収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、
離職等と同等程度の状況にあることを確認できる書類(次のいずれかの写し)

雇用主からの休業を命じる文書、シフトや給与の減少が分かる文書

※⑤に記載の書類がない場合にはご相談ください。

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入
確認の行える以下のすべての書類(写し)

⑥-1: 申請月に就労収入が入る場合(パート・アルバイト等も含む)

⇒給与明細書、明細書がない場合には通帳の振り込みが確認できるページ

⑥-2: 申請月に事業収入が入る場合⇒帳簿等

⑥-2: 雇用保険受給中の場合⇒雇用保険受給資格者証

⑥-3: 年金受給中の場合⇒通帳の振り込みが確認できるページ

⑥-4: その他、公的給付受給中の場合

⇒各種福祉手帳や証書、通帳の振り込みが確認できるページ

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金(財形貯蓄、外貨を含む)、証券
口座の残高及び株式、投資信託、債券、暗号資産の評価額がわかるもの

※提出する通帳については使用の有無に関わらず、最新の記帳を行ってきてください。

⑧入居住宅に関する状況通知書(住居喪失のおそれのある方)又は入居予定住宅に
関する状況通知書(住居喪失の方)

⑨賃貸借契約書(公営住宅の場合は請書及び家賃証明書)(写し)

⑩ハローワークでの求職登録(ハローワークで登録した際の求職登録番号が必須)

※窓口で申請される方につきましては、来所時に上記の書類をコピー致しますので、
原本をそのまま持参してきてください。